

東労基発 0531 第 1 号  
令和 3 年 5 月 31 日

公益社団法人 東京労働基準協会連合会会長 殿

東京労働局労働基準部長



死亡災害の撲滅及び休業災害の減少に向けた取組の要請について

平素より、労働災害防止対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、都内における労働災害発生状況については、令和 2 年で死亡者数が 39 人と過去最少となりましたが、休業 4 日以上の死傷者数は 10,645 人となり、過去 20 年間で最多となりました。

また、本年については、死亡者数が 20 人(5 月 28 日現在)と、前年同期と比べて 8 人多く 1.7 倍となっており、休業 4 日以上の死傷者数は 2,928 人(4 月末日現在)と前年同期と比べ 52.1%増加しています。事故の型別では、死亡災害では「墜落・転落」が 8 人と 40%を占め、休業 4 日以上の死傷災害では「転倒」が 570 人(19.5%)と最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」が 400 人(13.7%)の順となっており、特に転倒災害は幅広い業種において発生しています。

当局では、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズに第 13 次労働災害防止計画(平成 30 年度から令和 4 年度)に基づき、関係団体や事業者などと連携を図りながら、あらゆる機会を通じて各種の労働災害防止対策の推進に取り組んできたところですが、死傷災害の増加傾向に歯止めがかかっておりません。

つきましては、死亡災害の撲滅及び休業災害の減少に向けて、貴団体の会員に対して下記の取組を始めとした積極的な労働災害防止活動を実施していただきますようお願いいたします。

記

1. 経営トップによる「安全衛生方針」の表明と「ヒヤリハット」事例の積極的な収集・発信等労働者が労働災害防止活動に参加する体制の構築
2. 職場における転倒災害防止対策の推進と行動災害防止のための労働者に対する安全衛生教育の的確な実施
3. 高所作業における適正な用具の選定とその使用方法の遵守、墜落・転落防止設備の設置や墜落制止用器具の使用等による墜落・転落防止対策の徹底
4. 危険の見える化及び作業開始前における危険予知活動の励行、計画段階におけるリスクアセスメントの実施とリスク低減対策の促進

3.5.31

受付